

お知らせ

※納付義務者は被保険者本人・連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主です。

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

国民年金保険料免除等の申請について

平成30年4月分から平成31年3月分までの国民年金保険料は、月額16,340円です。

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話・文書・訪問により早期に納めていただくよう案内を行っています。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけではなく、※納付義務のある方の財産を差し押さえることがあります。

所得が少ないなど保険料の支払いが困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度がありますので、市（区）役所・町村役場の国民年金窓口へご相談するようお願いします。

事業主（給与支払者）の皆様へ重要なお知らせです！

平成26年度より、下北管内5市町村（むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村）と下北地域県民局県税部が連携し、法定要件に該当する全ての事業主に、個人住民税の特別徴収義務者の指定を行っています。

5月に各事業主（特別徴収義務者）宛に特別徴収税額決定通知書を送付いたしますので、6月支給分の給与から天引きを開始してください。

その後、各市町村から送付される納入書により、天引きした月の翌月10日までに金融機関で納付してください。

特別徴収の適正な実施のため月の翌月10日までに金融機関で納付してください。

その後、各市町村から送付される納入書により、天引きした月の翌月10日までに金融機関で納付してください。

タカラ製エアバッグのリコール未改修車両は車検を通らないとなります

タカラ製エアバッグのリコール改修を促進するため、異常破裂する危険性が高い未改修車両については、平成30年5月より、車検で通さない措置を講じることとなります。

平成30年度分（平成30年7月から平成31年6月分まで）の免除等の受付は平成30年7月1日から開始されます。また、申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができます。

土砂災害から身を守るために、日頃の備えと早めの避難が必要です。土砂災害は、台風などの大雨の時期に特に多く発生します。

身の危険や周囲に異変を感じたら、ただちに避難するとともに、役所などへ連絡します。土砂災害警戒情報や土砂災害警戒区域等マップなど、土砂災害に関する情報は、青森県ホームページから、“防災情報（砂防）”で検索すると「見いだけます。

6月は土砂災害防止月間です

本措置の対象車両のユーチャーの皆様は、車検の有効期間を待つことなく、一刻も早い改修を行って頂くようお願いします。

お持ちの車が今回の措置の対象となるかの確認は、次の検索システムを活用して」確認下さい。

<http://www.jaspa.or.jp/portals/re/callsearch/index.html>

車検で止める措置専用ダイヤル

03-5553-10452

callsearch/index.html

車検で止める措置専用ダイヤル

03-5553-10452

callsearch/index.html

車検で止める措置専用ダイヤル

03-5553-10452

callsearch/index.html

車検で止める措置専用ダイヤル

03-5553-10452

をお願いします。

◆問合せ先 青森労働局総務部労働保険徴収室

017-734-4145

青森労働局総務部労働保険徴収室

017-734-4145